

水産政策審議会企画部会
第54回議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第54回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成27年4月7日(火) 午前10時00分

閉会 平成27年4月7日(火) 午前11時37分

2. 出席委員

(委員) 木場 弘子 武田 三花 寺島 英弥 長瀬 一己 長屋 信博
山下 東子 山根 香織

(特別委員) 安藤 敏男 遠藤 喜志雄 関 いずみ 高橋 健二 千葉 康則
野崎 哲 濱田 武士 安成 椰子 山田 峰人

3. その他出席者

(水産庁) 香川次長 水田漁政部長 枝元資源管理部長 高吉漁港漁場整備部長
菅家企画課長 黒萩漁業調整課長 他

4. 議事

別紙のとおり

水産政策審議会第54回企画部会
議事次第

日 時：平成27年4月7日（火）10:00～11:37

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

- 1 開 会
- 2 香川水産庁次長御挨拶
- 3 「平成27年度水産施策」（案）の諮問
- 4 資料説明および討議
- 5 その他
- 6 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	香川水産庁次長御挨拶	1
3	「平成 27 年度水産施策」(案)の諮問	2
4	資料説明および討議	2
5	その他	2 7
6	閉 会	2 7

○企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第54回企画部会を開催したいと思います。

初めに、委員の出席の状況につきまして御報告申し上げます。水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、審議会の定足数は過半数とされております。本日は委員の皆様10名中7名の方が御出席でございます。定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立をしているということを御報告申し上げます。また、特別委員につきましては11名の委員の皆様中、9名の皆様が御出席いただいております。

本審議会につきましては、水産政策審議会議事規則第6条に基づきまして公開で行うこととなっております。また、第9条に基づきまして議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。

なお、本日出席の香川水産庁次長と水田漁政部長におかれましては、所用により途中で退席をいたしますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

まず、開会に当たりまして、香川水産庁次長より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○水産庁次長 おはようございます。水産庁次長の香川でございます。それでは、水産政策審議会第54回企画部会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、本日御出席の委員の皆様方におかれましては、御多忙中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。日ごろから水産政策の推進に御協力をいただいております。この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

御承知のように、日本の周辺水域は多くの水産資源に恵まれた好漁場となっており、この資源をどのように将来にわたって利用するかということが非常に重要でございますし、いろいろさまざまな資源管理政策をとってまいりました。今回の水産白書におきましては、「我が国周辺水域の漁業資源の持続的な利用」を特集のテーマといたしまして、我が国の漁業資源や漁場環境を取り巻く状況の変化、現状、我が国におきます資源管理の歴史や資源管理の方法といったものをさまざまな角度から分析し、わかりやすくまとめております。また諸外国における資源管理の現状やその効果についても取り上げ、我が国との相違について分析を試みております。

また、第Ⅱ章「我が国水産の動向」では、我が国水産業の動向や水産物の消費、国際情勢、漁村の活性化といった我が国水産業を取り巻く状況について記述しております。また昨年を引き続きまして、東日本大震災からの復興に向けた動きについても報告をいたして

おります。

水産業に関する国民の皆様方の御理解と御関心が一層深まる白書となるように、委員の皆様方におかれましても忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○企画課長 ありがとうございます。

それでは、山下部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○山下部会長 本日は、お足元の悪い中、多数お集まりくださいますありがとうございます。

それでは、早速ですが、着席をさせていただいて議事に入らせていただきます。

本日の議題ですけれども、「平成26年度水産の動向」（本文案）についての質疑・討議と、水産基本法第10条に基づき「平成27年度水産施策（案）」について農林水産大臣から諮問がありますので、それについての審議となっております。

まず初めに、諮問事項に入ります。

「平成27年度水産施策（案）」につきまして農林水産大臣からの諮問をいただきたいと思っております。

○水産庁次長

27水漁第2号

平成27年4月7日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

平成27年度水産施策（案）について（諮問251号）

水産基本法（平成13年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、別添「平成27年度水産施策（案）」について、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願いいたします。

○山下部会長 それでは、本日の進め方でございますが、ただいま諮問のありました「平

成27年度水産施策（案）」の前に、これの作成に当たって考慮するとされている「平成26年度水産の動向」本文案についての資料について説明と質疑・討議を行いたいと思います。資料につきましては事前に配付されておりますので、簡単にポイントの説明をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○企画課長 では、初めに本日の配付資料の確認をさせていただきます。

資料がちょっと厚くなっておりますけれども、資料1-1といたしまして、「第I章特集 我が国周辺水域の漁業資源の持続的な利用」というものがございます。次に、資料1-2としまして、「第II章平成25年度以降の我が国水産の動向」がございます。それから、資料2として「平成26年度水産施策（案）」、資料3として「平成27年度水産施策（案）」、資料4として「平成26年度水産の動向」「平成27年度水産施策」概要（案）」という、いわゆる概要版と言っているものでございますが、この全体で資料5点でございます。よろしいでしょうか。

では、次に資料の説明に移りたいと思います。

まずちょっと冒頭に申し上げたいと思うんですけれども、本日御議論いただく内容ですけれども、この白書の議論も回を重ねまして、各委員の皆様の論点もおおむね出尽くしているのではないかと感じておまして、特に前回、御出席の委員からたくさんの御意見を頂戴したところでございます。本日、前回の御審議で各委員の皆様からいただいた御意見、この反映状況の確認ということで御意見を頂戴をできればというふうに考えております。

それで、中身の資料のほうでございまして、前回同様、本文が非常に大部にわたるものなので、まず概要版でざっと御説明ということではあるんですけれども、概要版も前回御説明をさせていただきますので、大枠は変更はございませんので、特に概要版で申し上げますと3点ほど申し上げたいと思います。

概要版の1ページをごらんいただきますと、第1節の上のほうに文章の箱がございまして、これは前回、安成委員から、本文、本体のほうに冒頭に書いてあるくだりがあって、これは概要版といえどもしっかり書くべきではないかという御指摘がございましたのを踏まえて、ここにこのように記述をしているところでございます。

それから、20ページに飛んでいただきまして、水産物の貿易量のデータが新たに出ましたので、この20ページに水産物の輸入量、輸入の動向と輸出の動向ということで記載をしております。特に輸出量につきましては、前年からさらに5%増加の2,337億円というこ

とになっております。円安基調の中で、輸出の額としては伸びているということでございます。

さらに、24ページをちょっとごらんをいただきたいと思います。(4) 鯨をめぐる国際情勢という項目がございます。以前は、この鯨につきましては、(5) の我が国の国際漁業関係という中で、この中の項目の一つとして取り扱っていたわけでございますけれども、新たに鯨関係で項目を1つ立てまして、ここに書いておるということでございます。これは概要版ですので半ページぐらいなんですけれども、本体のほうをごらんいただきますと、3ページぐらいの非常に充実した内容となっておりますのでございます。

概要版で御指摘をさせていただくのは、この程度でございます。

それから、前回各委員からたくさんいただきました御意見は、おおむね今回の本文のほうに反映をさせていただいておりますけれども、若干ちょっと補足を何点か申し上げたい点がございますので、その点、ちょっと御説明を申し上げたいと思います。

前回、高橋特別委員から、鯨と漁業資源との競合について指摘がなされています。ちょっと本文、I章のほうの11ページをごらんいただきたいと思います。

11ページの真ん中あたりに、鯨類による漁業への影響という項目がございます。この最後の行が「漁業資源にとって脅威となっている可能性が示唆されています」という記述になっております。ここは前は「指摘もなされています」との記述になっており、高橋特別委員から、そこは要らないのではないかという御意見を頂戴したんですけれども、やはり現在の科学的評価に照らしますと、この「可能性が示唆される」という記述が妥当であると考えられることから、ここは白書の性質に鑑みこのような記述とさせていただきたいというふうに考えております。

それから、第II章のほうにまいりまして、146ページですね。震災復興のところの漁港施設のあたりなんですけれども、前回の御審議で寺島委員と高橋特別委員から、防潮堤の復旧工事が今後漁業に与える影響について、やはり書くべきではないかという御意見がございました。ここについて内部でだいぶ議論をしたんですけれども、やはり防潮堤の建設は今まに進んでいるところでございます。この影響については、それが今後具体的に顕在化した段階で改めて記述するなりを検討したいということにしたいと考えておりまして、そこは中期的な課題とさせていただければというふうに考えております。

ただ、146ページの漁港施設の20行目から21行目のところにかけて、「防潮堤等の復旧に当たっては、周辺の漁場環境の早期回復等を図る観点から、水産資源の生育環境に

配慮した構造にするなど、環境に配慮した設計及び施工とすることとしています」という一文を入れさせていただきました。ただ、先ほど申し上げましたように、今後その影響が具体的に顕在化するようなことがあれば、それはまた記述を検討するという今後の課題とさせていただきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○山下部会長 以上で説明は終わりですか。わかりました。

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありました資料について御審議いただきたいと思いますが、時間の制約もございますので、2つに分けて進めていきたいと思っております。

まず最初に資料1-1の「第I章特集 我が国周辺水域の漁業資源の持続的な利用」について審議したいと思います。この資料につきまして御意見、御質問がありましたら御発言をお願いいたします。

濱田委員。

○濱田特別委員 これはI章全部でいいんですか。全体、今の説明した話以外のところも含めてI章で。

○山下部会長 含めて、はい。

○濱田特別委員 それと、内容の論点にかかわるところじゃなくて、ちょっと文言とかでもいいですか。

○山下部会長 結構だと思います。

○濱田特別委員 わかりました。

27ページ、前回コメントさせていただいたところでございますけれども、「入会」のところで「磯は地付、沖は入会」という近世に出てきた原則の話が書かれています。解釈的には、地付のところは漁村の集落の入会という、そこはそういう地で、その沖が集落に固定しない、いろいろな集落が入り会うところだということになります。、基本的には入会地の沖はさらにいろいろなところの入会という意味なので、沖合いが入会で、地付のところは漁村が管理しているという書き方、教科書的には、こういうふうによく書かれるんですけども、本来は地付のところがもともと入会地であって、その沖はさらにいろいろなところの入会だったとい意味になります。特に共同漁業権第1種と第2種の比較をする場合、現代でもよくわかるんですけども、第1種の場合は比較的地元地区といえますか、前浜のところ、集落でずっとやってきたという管理方式になっています。けれども、その沖は、

関係地区の入会になっています。いろいろな集落が入り会っています。主に第2種共同漁業権なんですね。そういうものが、現代にも原則が残っているというふうにも見られるんですけども、ちょっとそこの書き方を、これじゃ沖合いが入会というふうに読めちゃいますので、もうちょっと丁寧に書いていただきたいということ。

また、その次の23行目ですね。官有宣言の話ですけども、これは海面の官有宣言と海面借区制度があって、請願したものに許可を出すみたいな、要するにお役所が完全に管理するという形をとって混乱を生じたので海面借区制度を取り下げたという話ですね。要するに中立性を失うようなことになったわけですね。いろいろな人が漁業をやりたいというような、届け出制じゃないですけども、請願したものから許可をするみたいな形を全部とっちゃったので、それで漁場紛争が多発したという話になっています。それで海面借区制度をやめたといことで、海面官有宣言はたしかおろしていないはずなんですよ。適格には、官有海面の宣言はおろしてなくて、海面借区制度をやめた、そういう史実だったと思います。

お役所が完全に管理すると中立性を失って大変だからということでもとに戻したわけで、その歴史的な文脈が今の資源管理の問題にかかわるので、何もかも官の統治機構だと漁場は大変なことになるという、そういう教訓がこの問題にあるので、そこをせつかく出しているんですから、そこを丁寧に書かないと後の資源管理のところにつながっていかないと考えるのです。自主的管理が重要だという論点で来ているので、それはこういうような過去の教訓に基づいて今があるという意味で書いたならば、そこはできる限りの確に書いたほうが良いと思っています。

すみません、もう一点。これは前回指摘するのを忘れたんですけども、できなかったんですけども、29ページです。TAC制度の実施する手法でIQがありますと。それ以外が自由な操業に委ねる、いわゆるオリンピック方式というふうに書いています。これ、いろいろな議論がありまして、IQをやっていないのが全てオリンピックかという話です。そう言っているのかという議論がずっとあるので、水産庁のほうでこれをわざわざ言っちゃうのはあまりよろしくないと思うのです。IQをやっていないものがオリンピックだというのは俗っぽい言い方ですので、余りこれはここでは書くのはお勧めできません。

実際、ここに書いている、オリンピック方式でありながらTACの利用計画や管理協定をして操業を統制しているということを書いているから、そうしたらオリンピックじゃないかという話になります。実際には今までの漁業管理方式にTACが入ってきた

だけなので、これまでのいろいろな操業規制等の方式がTAC導入で外されたということはないと思うんですよ。これはオリンピックの名称がどこから出てきたかというのを調べられたらわかると思いますけれども、捕鯨から来ていますよね。また米国のTAC導入、参入自由化の失敗でも使われましたよね。それらの事例で使われた名称が今の漁業管理全部に使われているわけです。あくまで慣習的に使われた、ちょっと俗っぽい言い方であって、余り公式的に、このIQを入れていないものは全てオリンピック方式だという区分けは、しないほうがいいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 5ページの上から3行目から5行目ぐらいまでの、上から2、4、5が本来、陸上生物である人間による漁獲は生態系にとって新しい負担であるという書き方をされていますが、新しい負担というのはどういうことを指しているのか。なかなか意味不明のところがあって、その前段の3行目から読んでくると、なるほど、そういうことなのかなと思うんですが、ここの「本来」から「負担である」までの表現というのは必要なのかどうかですね。上のほうで過剰漁獲しているということを言っているわけですから、大きい影響を与えているということですよ。人間による漁獲も漁業資源に大きな影響を与えているんだということを言っていて、下のほうでまた新しい負担だと。その下に、また人間の技術の向上によって漁獲効率を高めていくと、こういうことを書いてあるので、どうもなかなかどくどく書いてあるようで、もう少し簡素に記載したほうがわかりやすいんじゃないかなという印象を受けるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

長瀬委員、お願いします。

○長瀬委員 5ページの24行目の、同じようなことなんですけれども、「稚魚の生産量は前年を大きく上回ったものの」という、この文のくだりなんですけれども、右の表を見ていただくと、ほんのちょっと上がっただけで、これは「大きく」という表現はふさわしくないと思いますね。これは大きくじゃなくて、生産量は上回ったけれども、長期的に見れば低迷している状況にあるというふうにしたほうが、このグラフとの整合性はあるような

気がしますけれども。

○山下部会長 ありがとうございます。

お願いします。寺島委員。

○寺島委員 前回提案しました最後の151ページのところですね。福島県沿岸の、これは福島県の水産試験場と県の原子力センターの分析の海の放射性物質の濃度が震災前の状態に戻っているというところの数字を入れてもらって、これは幾らかでもやっぱり風評を静めるということに役立つのではないかと思います。ありがとうございました。

そのとなりの150ページですね。この13、「サブドレンでの地下水くみ上げや」とあります。それでいろいろな抜本対策を実施すべく、関係者との調整を継続するとともに続けていますと。サブドレンの話が今、この間、第一原発2号機の雨水がずっと1年にわたって流れ続けていたという、あの問題で、これ、福島県魚連との間で当然、経産省との間でのいわゆるサブドレンの合意受け入れの検討といたしますか、これが白紙に戻っている、戻されちゃった状態なので、これ、今ちょっと混迷状態にあるので、これがサブドレンがいつ実現するかというのがちょっとわからない状態になっていて、ここで明記するというのはどうなんだろうなというふうなところがありまして、別に何か表現をちょっとぼかすなり、何かあれしたらいいのではないかというふうな、そんな印象を持ちましたね。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

関委員、お願いします。

○関特別委員 資料1-2のほうへ入ってもいいんですか。

○山下部会長 一応資料1-1のほうでお願いします。

○関特別委員 では後で。

○山下部会長 ほかによろしゅうございますか。

長屋委員。

○長屋委員 私も、濱田委員の先ほどの御意見に賛同する立場でお話を申し上げたいと思います。

29ページの、「オリンピック方式」という記述についてでございまして、TACを実施するための手法について、「TACを分割せずに総枠として管理をし、自由な操業に委ねる」と記述されているところに、一番最後の行に書いてあります「投入量規制、技術的規制と組み合わせる」というところを前に持ってきて記述していただきたい。TACを総量

で管理をして、それに加えてインプット・コントロールなりテクニカル・コントロールと組み合わせて管理を行うというのが、今やられている管理だと思っています。

これとは別に数量管理で個別割当に持っていった場合には、組み合わせて行う管理よりも数量管理のほうを優先して管理を行うというようなものです。オリンピック方式という言葉の与えるイメージというのは、いろいろな意味で全体の議論を混乱させている部分が私はあると思っていますので、ぜひここは、単にTACを分割せずに、もう勝手にやらせているというふうなイメージを与えるというような表現というのは、今の管理の実態とかけ離れていることになりますので、そこは配慮をお願いしたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

事務局のほうからは何かお答えはありますか、今のところで。

○企画課長 いずれも各委員からいただいた御意見は表現ぶりのお話かと思っております、ちょっと調整をさせていただきたいというふうに考えております。

○山下部会長 ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

安成委員。

○安成特別委員 高橋委員の指摘された、「本来は陸上生物である人間による漁獲は生態系にとって新しい負担である」という表現ですが、私も、何でこんなところにこんなものが入っているのかなと思いました。

目的の「我が国にとって非常に長く使われてきた食料としての水産物を未来永劫にわたり食料として供給するために漁獲管理をする」という観点から見ると、この表現はそれと全く相反して「人間は海のものを使ってはいけない」という風にもとれます。やはり目的に反するため削除すべきだと思います。

それと、細かいことですが、例えば18ページの表のところで、マイワシとかサバとかスケトウダラ、この字が余りにも小さ過ぎます。全般に表を見やすくするよう、お願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかはよろしゅうございますか。

表などの字の小ささは、後で印刷のときに調整をしてくれるということを以前に伺っております。

じゃ、またもしございましたら後ほどということで、続いて次のパートに移りたいと思います。資料1-2の「第Ⅱ章平成25年度以降の我が国水産の動向」、それから資料2の

「平成26年度水産施策（案）」及び資料3の「平成27年度水産施策（案）」について、つまり、今御審議をいただきました特集のところ以外のところ全てでございますけれども、これについて御意見、御質問をお願いいたします。

先ほど関特別委員から手が挙がっていましたので、まず口火を切っていただけますか。

○関特別委員 ありがとうございます。

幾つかあるんですけども、まず資料1-2の89ページのところで、女性と水産業ということで記述があります。それで、枠で囲ったコラムの上のところになるんですけども、女性の課題ということで、組合員の加入とか役員への登用というところが課題と。確かにこれは課題でもあるんですけども、これはどちらかという手段じゃないかなと。本当の課題というのは社会的な発言権がないというところが課題なのではないかなと思って、役員とか組合員になれば解決するのかもしれないと、ちょっとそれは現場の感覚と少し離れているような気がしたので、指摘をさせていただきました。

それから、最初のところに戻りますが、人間の行為が生態系に負担云々という先ほど議論があったんですけども、漁業って生態系に組み込まれているというような考え方でやっぱりいかないと、こういう表現になってしまうのかなと。何百年も続いている沿岸漁業ということをもうちょっと評価してもいいのではないかなということを感じています。そこからプラス、負担になる部分というのは確かにあって、だから資源管理という行為が出てきているというのが一つのストーリーという流れなのではないかなというふうに感じました。

それからもう一点、あと水産施策のところなんですけれども。

○山下部会長 水産施策の、平成26年度ですか、27年度ですか。

○関特別委員 27年のほうで、7ページのところで遊漁者の資源管理に対する取組の促進というところがありまして、この遊漁者の影響というのは、地域によっては非常に深刻で、漁業を上回る漁獲というところも出てきているので、施策としてすごく大事なんじゃないかなと。その割には具体的なところが余りわからないような気がしたので、少し取り組みとしてどうなのかなというふうなことを感じましたので、ちょっと発言をさせていただきました。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかに、このパートで何か御質問、御意見などいかがでございましょうか。

山田委員、お願いします。

○山田特別委員 今回の内容等にいろいろ変更とか要望がというのではなくて、これは次回以降になると思うんですが、私は、この会に参加させていただいて、女性の委員さんが多いという部分も新鮮な受けとめをしたんですが、漁業の現場も、女性陣の活躍といいですか、かかわりというのは非常に大きくなっております。随所に散りばめてありますが、今、女性連、女性部ですね。この活動というのは、いろいろな角度で、魚食普及から始まって操業安全の対策も含めて、また金融絡みになっても、やっぱり女性の方が同席すると一気に組み立てができていくとか、いろいろな意味でかかわりが非常に強いのが現状で、漁業はどうしても男社会のイメージが強いんですが、実は現場は非常に男女共同参画といえますか、むしろ奥さん方がリーダーシップを発揮している場所というのは相当多いものですから、次回以降ぐらいは、何か細々と分散されておりますので、一度女性部門の活動といえますか、かかわりと、その辺あたりを取り上げていただいたらどうかと、こんなふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

長瀬委員、お願いします。

○長瀬委員 平成27年度水産施策（案）の10ページなんですけれども、このウナギのところで、「三位一体となった資源管理を推進します」というほかに、国が施策としてウナギの完全養殖を目指した研究というのを一生懸命されているんですね。こういうこともあわせて記述していったらいいんじゃないかなと思いますけれども。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

木場委員、お願いします。

○木場委員 ありがとうございます。

平成27年度の水産施策（案）のほうですが、この中で、いわゆる安全対策のところで、いわゆる災害があったときというよりは、衝突事故などの交通事故があり、その対策も、これまで入っていた気がするのですが、今回ちょっとお探したところ、私が見つけていないだけだったら大変申しわけないのですが、余りそういった項目が拝見できませんでした。例えば24ページの（2）の、レクリエーションのところで、プレジャーボート等々が収容施設が余りないので整備したいというようなところは出てきているんですが、そのあたり、防災・減災以外のところの衝突事故等々の予防とか、あるいはライフジャケットを

つけましようとか、何か以前あったところが落ちているような気もするのですが、事故数が減少してきているということは昨年度は聞いているので、外したのかどうか教えて下さい。

あと、プレジャーボート等々も、先日ちょっと伺ってびっくりしたのですが、半数ぐらいが収容施設なしでも皆さん購入されて、それが事故の原因とか、あるいは津波が起きたときに凶器となって水面から上がっていくとか、いろいろなことがあるようなので、この部分も非常に大事だと思うので、一般的な事故に関しては、どういうふうに安全・安心のところで取り扱うのかというところを教えていただきたいと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田特別委員 27年度の施策の部分ですと、26ページに水産関係団体の再編整備等ということで、漁協の場合、それから特定の漁業保険団体という取り上げ方になっていますが、現状は、漁協系統団体、それに他の団体、具体的に言うと、例えば漁業信用基金協会も全国で一本化をしていくとか、それぞれの取り組みがあります。我が方の信用事業部門、金融部門はまだ緒についたばかりですが、そこも再編を目指した取り組みがスタートしているようなことがありまして、特に行政指導として動いているような動きもありますので、何か特定の、こういう具体的な項目を挙げられるとすれば、ほかの団体も総じて、今再編に向けて取り組みが進んでおりますので、全体にぼやかすのか、具体的に出すのであれば、もう少しいろいろな団体、そのあたりも確認をしてみるということが必要じゃないかなと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

一度事務局のほうから、何かお答えがありますでしょうか。

○企画課長 何点か御意見を頂戴しましたのでお答えを申し上げます。

まず、関委員の御意見、まず89ページの女性の登用促進のところですが、何か具体的な修文の御提案とかございますでしょうか。

○関特別委員 実は、私たちもこれを問題として捉えていて、どういうふうにしていけばいいのかというところで悩んでいる部分でもあって、なかなか難しいなという感じはして

います。女性たちは今、いろいろな活動に取り組んでいます。けれども、その女性部の中では結構いろいろ言ったりできたりするんだけど、その女性部自体が漁協に対して意見を言えたりとか、漁協の運営とか地域の漁業の運営全体について物を言える組織ではないので、そのあたりが、やっぱり女性部としての活動ということと漁村社会、地域社会に対する発言権みたいなものが別なものなわけですね。そのところが一番大きな課題としてあるのかなというふうに思っているの、なので先ほどの発言になったんです。

でも、発言権というのは、例えばみんなの意識改革であるとか、そういうところにかかわってくる問題なので、ここに書くのはなかなか難しいなとは思いますが、その結果として、やっぱり役員の登用が少ないとか、女性組合員率が低いとかということもあるんだよということかなというふうに、私自身は理解をしています。

○企画課長 わかりました。

あと、関委員の2点目に生態系のお話があって、すみません、3点目の御発言、もう一回ちょっと確認をさせていただきたいんですけども。

○関特別委員 この27年度のほうですね。遊漁者の資源管理に対する取組の促進というのが7ページのところにあるんですけども、すごく施策としてさらっと書いてあるんですけども、これ、すごく大変な問題になっている地域というのはたくさんあるので、啓発活動とかルールづくりと書いてあるんですけども、具体的にどういうところまで突っ込めるのかなというのと、実際にそれが遊漁者に対してのいい関係をつくりながら、資源管理しながら遊漁も楽しみ、漁業もちゃんとやっていけるというようなところに結びつけていくためには、本当に効力を発揮する施策というのはこれだけではちょっとわからなかったの、どういうことなのかなということを質問をさせていただきました。

○企画課長 ここは、まさに今回の特集のテーマが資源管理なので、遊漁者も資源管理に当たっていただくプレーヤーの一人だという位置づけで、本文のほうに結構遊漁者の位置づけ、役割みたいなものも含めて書いておりますので、そこは全体の中で御理解をいただきたいと思っております、これは27年度に国として推進する施策の一覧みたいなものでございますので、この3行で終わりとかいう簡単なことではないということは、よく認識をしているつもりでございます。ありがとうございます。

それから、木場委員のライフジャケットとか、そういう漁業労働安全の関係は、昨年の白書でも御指摘をいただきまして、今年も本文の89ページぐらいからだいぶ詳細にわたりまして記述をしてございます。

特に91ページのあたりの事例にございますけれども、今開発が進んで実用化も進みつつあるんですけれども、双方向通信が可能な救難救命機器、こういったものも開発、実用化が目指されているところでありまして、これはライフジャケットに装着しておく、仮にその方が海中に転落をしたとしても場所がしっかり確認できるとか、こういった安全面での取り組みをさらに進めてまいりたいというふうに考えているところでございますので、決して後退しているとか、そういうことではございませんので、御理解をお願いいたします。

それから、山田委員の具体的な団体の再編整備の進め方のお話がありました。これについても、ちょっと総論的な書き方に過ぎるのではないかということかもしれませんけれども、こういう国の施策として取り組むものを一覽的に紹介をしているものでございますので、当然そのような具体的な取り組みが各団体で進んではおるわけではございますけれども、あくまで国として取り組むような施策の一覽という観点からの整理をさせていただいたということで、御理解をいただければというふうに考えております。

それからもう一点、長瀬委員の、国がウナギの完全養殖にもしっかり取り組んでいるところを書いてはどうかということでございますけれども、ちょうど10ページの、その下の4の(1)②のところに、クロマグロとかも含めてなんですけれども、「ウナギやクロマグロについて、資源の保存に配慮し、安定的な養殖生産を実現するため、人工種苗の安定生産技術の開発を進めます」という記述をさせていただいております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

では、手が挙がりましてので、高橋委員、寺島委員、お願いします。

○高橋特別委員 平成27年の水産政策（案）の17ページをちょっとお聞きください。

漁船漁業の安全対策の強化の①の一番下に「灯台、灯浮標をはじめとする航路標識を整備します」と書いてあるんですが、この灯台にしても灯浮標にしても、きちんとした定義があると思うんですが、一般的には海上保安庁が管理、監督をするということなんだと思います。多分ここに書いてあるのは、小さな漁港にある灯台なり灯浮標と、こういうことをいわゆる整備をすると、こういう認識でよろしいのかという質問をしておきたいと思えます。

それから、資料1-2の91ページに、先ほど来出ておりますライフジャケットに発信機

をつけるということです。おかげさまでここまで進歩してまいりました。ただ、もう一歩進めていただきたいと思います。海中転落をして、直後に自分の船なり、それから近くにいる船がレーダー等で、すぐ確認をできるような、いわゆるレーダーリフレクターの強化とか、その辺ももう一歩進めて書いていただければ非常にありがたいなというふうに思っております。今の記述の中に、91ページにもし加えることができるのであれば、お願いをしたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは寺島委員、お願いします。

○寺島委員 平成26年度水産施策（案）の6ページ、これの真ん中ぐらいに「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズというのがありまして、これ、同じ施策として27年も継続して載っているんですが、この「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズというのが、具体的にどこでこのキャッチフレーズが示されて展開されているのかというのが見えなくて、それで、例えば資料1-2の156ページを見ると、安全な水産物の提供と国内外への情報発信の充実というところでもあるんですが、ここでは「食べて応援しよう！」というキャッチフレーズがなくて、閣僚たちの「食べて応援する会」の写真が載っているんですが、要するに、この「食べて応援しよう！」というのは、これは被災地にとっても大変ありがたいお話なんですが、現場で消費者にじかにつながるような事例というのが、やっぱりこれを、例えば水産の動向の156ページとかにこれが示されるべきなんではないか。大臣たちの例えばこういう応援する会とかというのは、ほとんど何かセレモニー的なことが多くて、消費者にほとんどやっぱり何かわからないというか、見えないというか、もしそういう具体的な事例があるのであれば、ここで156ページのところにやっぱり示して、写真なんかも示していただけたらもっといいのではないかというふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

長屋委員。

○長屋委員 先ほど関委員から御発言のあった女性の参画の問題で、私ども全漁連のほうで、全国女性連の事務局をやっている立場から、ちょっと参考にお話をしたいと思います。

女性の参画の問題については、私どもは2つに分けて、女性連の方々とは議論をしています。1つは、女性の意見がどう反映されるかということと、もう一つは、意思決定への参画をどうしていくかという2つです。女性の意見を反映していくには、そういう場

をどうつくっていくか。例えば、参与制度というものがございまして、これは理事会に参加し意見は言えますけれども意思決定には参加をしないというものです。理事として出る前の段階として、さまざまな情報を頭に入れるという意味で、義務は負わないけれども意見反映はできるというようなものをどういうふうに取り入れていくとか、または、漁協の役員の方々との意見交換の場を設定するとか、こういうふうなことも行いながら、女性の方々理解をした上で、理事になるとか役員になるとか、そういう段階と組み合わせてやっていくというようなことを中では議論しておりますので、参考にいただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

山根委員、お願いします。

○山根委員 福島の取り組みですとか安全性の情報提供というところで、ページでいうと158ページのところにいわき市の取り組みの説明がありますが、ここは築地市場で説明、情報提供しているという記載がありますが、私も先日行ってきたんですが、いわき市のほうでは消費者向けにも漁場の見学会等をされているので、そのあたりも、もし一言加えられたらいいのかなと思いました。

それで、そのときにも意見交換等々でいろいろ出たことなんですが、風評被害という言葉、あちこちに、ここでも出てきますし、風評被害払拭とか防止対策とか出てくるわけなんですが、その言葉がずっとというか、使われていること、いいかどうかということは今回はちょっと無理かもしれないですが、一度検討いただければいいのかなというふうに思っております。風評被害、ここにも「いわれのない風評を払拭するためには」というような文言が出てきますけれども、私は、安全性の新しい理解の徹底に努めるとか、そういう言葉に置きかえたほうがなじむような気が今はしております。大変な御苦勞をされていることはよく理解をしているつもりなんですが、風評被害という言葉によって、かえって誰が被害者か、誰が加害者かというような意識が出てしまって、余りよろしくないような気もしております。もう少しプラス思考という言葉がいいかどうかわかりませんが、国民に向けて使うときに、よい言葉があればなというふうに思っています。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、事務局のほうからお答えはありますでしょうか。

○企画課長 まず高橋委員の御指摘ですけれども、灯台とか灯浮標の概念ということですが、これは一般的に使われている定義、概念に基づいた記載をしているものでございます。

それから、本文の91ページでしょうか、事例のところ、ちょっと記述について検討させていただきたいというふうに思います。

それから、寺島委員の「食べて応援しよう！」の関係ですけれども、逆にちょっと、もし書けるようないい事例があれば御紹介いただければというふうに思っております。

それから、山根委員の御指摘については、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

安部委員。

○安部特別委員 資料2の26から27ページと、資料3の同じく26から27ページ、一緒に見ていただきたいんですけども、その他重要施策がありまして、「水産物貿易交渉への取組」、前年は「WTO交渉等への取組」でありますけれども、WTOよりも、今TPPといえますか、地域及び個別の交渉が中心になっているわけですから、これが加えられたと思うんですけども、文章そのものは実質的に全く同じなんです。26年度につきましては、当然「政府一体となって全力で取り組みました」と、27年度については「全力で取り組みます」という、実質的には同じ表現ですけれども、水産物につきましては、昨年合意しましたオーストラリアとの協定を見ても、畜肉を守るために魚、水産物がむしろ犠牲になったというふうな印象を私は今水産業者として持っているわけですね。具体的には豚肉、牛肉を守るために、オーストラリアから日本に来ているミナミマグロの関税、現在3.5%から、正確な年数は忘れましたが、何年にはゼロになるというふうに決まったわけですが、水産庁として、水産物に関連しては、いわゆる米とか畜肉みたいに、聖域とは言いませんけれども、ここは守りたいということ、いわゆるそういう方針、施策があれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

あと「全力で取り組みます」ということでいつも言われているんですけども、どうもそうじゃなくて、「全力で取り組みました」ということじゃなくて、一体となって取り組みましたぐらいにしてもらったほうが良いような気がするんですけども、その辺のいわ

ゆる認識といたしますか、考えはいかがなものか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、今の件につきまして事務局からのお答えはいかがでしょうか。

○企画課長 この水産施策につきましては、これは政府の方針を表明する文書でございますので、ちょっと定型的な書き方と申しますか、決まった方針がございますので、それを反映してこういった形になっているということは、それは御理解をいただきたいと思えますけれども、具体的に、じゃ、この1年どうだったかということにつきましては、まさに本体のほうで、交渉の状況についてこうだったということは記述をさせていただいておるわけでございます。

Ⅱ章のほうでございますと、132ページから133ページのあたりになりますでしょうか。世界貿易機関の動き、それからT P P協定交渉の動きということで、政府の統一的な見解、水産も含めてここに書かせていただいておりますので、ここに書いてあることが水産庁としてのスタンスということになるわけでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

野崎委員、お願いします。

○野崎特別委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、資料1-1の1で26ページからずっと、28ページまでのところに現行の漁業法の概要をずっと説明になっているんですけども、3番目で今度、資源管理の手法というふうに飛ぶわけですけども、この相関図なんですけれども、現行の漁業法で管理可能なのはインプット・コントロールとテクニカル・コントロールというふうに理解していいんでしょうか。それで、アウトプット・コントロールというのは現行の漁業法にない部分なんですか。どうなんですか。

○山下部会長 では、お願いします。

○企画課長 今御指摘がありました産出量規制のところは、これは29ページの表にちょっと書いてございますけれども、漁獲可能量(TAC)とございます。このTAC法という法律がございまして、それにのっとって実施をしているものでございます。

○野崎特別委員 TAC法は、TACを決めるという形で漁業そのものを規制するというのがないから、今、自由操業になっているので、逆に言うと、これらの資源管理を行うということは漁業法の改正を伴うということを確認に知らしめていただかないと、我々、今

後どのような操業をやっていくかという、それから、どのような設備投資をやっていくかという覚悟の問題が必要になりますので、この辺、ちょっと連なりとして、漁業法がこういうふうにあるけれども資源管理はこういうふうにあるよという、この（２）と（３）の部分が余り飛び過ぎているのではないかと思います。

だから、逆に言うと、この資源管理というものの中でやれば、要するに漁業者に漁業法の改正がありますよというのは、やはり明確に知らしめていただかないと、ちょっと何が何だかわからないなと思うんですけれども。

○企画課長 資源管理は、別に漁業法だけで全部そこで完結しているわけではございませんで、TAC法も含め、ほかにもいろいろな関連する法律があるわけでごさいますて、そこは全体の体系として実施をされているというわけでごさいます。

この（２）の歴史があって、（３）で資源管理の手法に飛ぶということなんですけれども、全体の立てつけとして、我が国の資源管理の現状と課題を説明するという中で、まず（１）で漁業資源の基本的性質と適切な資源管理の必要性ということの説明をさせていただいて、それで27ページの（２）で、これまでこういう資源管理の歴史がありましたということを書かせていただいて、（３）の具体的な資源管理の手法としてこういう手法がありますと、大別して3つの資源管理手法がありますということを書かせていただいております。

それで、34ページに上のほうに横の表がございますけれども、資源管理の施策として漁業許可制度、漁獲可能量制度、個別割当方式、それから資源管理指針・資源管理計画体制と、こういう公的な規制によるものから、漁業者の方々の自主的な取り組みによるものまで、こういった施策があって、これがこういった状況で実施をされていると。これをあえて手法として分類をすれば、右側の端にありますように、例えば漁業許可制度ですと、これは投入量規制と技術的規制にかかわる。それからTAC制度のところは産出量規制にかかわる。一番下の資源管理指針・資源管理計画のところは、まさに3つの規制にそれぞれ関係しているというような面もございますので、まさにそれぞれの円が重なりのある集合を描きながら、全体として一体的な資源管理がなされているということでごさいます。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 関連して、野崎委員が勘違いされているわけではないのですが、先ほども申し上げましたけれども、オリンピック方式という言葉を出すことによって、TACの対象

魚種は、何の規制もなく先取り競争をやっているんだという、そういうイメージを与えるんですね、このオリンピック方式というのは。

そうではなくて、TACの対象魚種であっても、漁業法上のインプット・コントロールなりテクニカル・コントロールのもとでいるわけですから、何の規制もなく先取り競争をしているという状態ではないのです。オリンピック方式という言葉を使うということが、いろいろな誤解を招くというふうに思いますので、繰り返しになりますけれども、TACの対象魚種であっても、しっかりと今の漁業法上の資源の管理の枠組みの中で秩序立った管理の中にあるというふうなことがわかるような表現に、御配慮いただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 私も、オリンピック方式という表現の話にちょっと参画させていただきたいんですが、漁船ですから、新しい船もあれば、それから古い船もあれば、馬力の大きい船もあれば小さい船もある。さまざまな仕様の中で同じ魚種を求めて操業するということになるわけですから、そんな中で決して先を競って、今、長屋委員が言われるように、野放図に魚を乱獲するようなイメージという、1位は金メダル、2位は銀メダルと、こういうことでは決してないわけで、やっぱり表現というのは非常にひとり歩きすると怖い部分があって、どうも漁業をよく知らない人から見ると、何か競い合って資源が枯渇するまで乱獲しながら取り尽し、それで1位になった人が金メダルをもらえるんだ、多分こういうような印象を受けるような表現だと思います。公的な文書の中で、実際そういうことのないものを、あえてオリンピック方式というような名称を使ってこの白書に記載をすることには、問題があるのではないのかなというふうに思いますので、もしできることなら、ここに、自由な操業に委ねる方法というような立派な表現があるわけですから、このような表現に変えていただければありがたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

お願いします。濱田委員。

○濱田特別委員 これは、やっぱり漁場がどう使われてきたかという経緯で見ないと的確には表現できないんですよ。当然日本の漁場に限っては、いろいろな漁船が漁場で入り合うことで問題、トラブルとかが発生するから、漁業法にのっとった漁業調整規則ができたり、漁業調整規則に持っていないまでも、民間協定で入会の漁場を紛争が起こらないよ

うにさまざまな調整が図られてきた歴史がまずあって、その上で、国連海洋法条約の批准をめぐって、入ってその義務が生じたというところがTAC制度を導入したわけなんですよ。だから、それまでの調整規則とかが全部破棄されたわけじゃないんですよ。

だから、TACに入れてIQを入れていないものがオリンピックという表現自体がよろしくないです。オリンピックとは何かということがまず問題があるんですけども、少なくとも漁獲圧力を制限する調整規則、あるいは民間協定がずっと積み上げられてきて、その上である程度科学的な知見も入れながら資源管理をするというようなTAC法ができてたんですよ。そのようにいろいろな手法を重ねて今に至っているわけです。IQが導入され、IQ以外が全くもって自由操業で早い者勝ちみたいな状態にはなっているなんて聞いたことがないです。オリンピックを使うと本当に自由操業しているんだというイメージを与えかねない。今の議論を整理する上では、このIQを入れていないものがオリンピックだという、この考え方をまず外してもらわないと、今の日本の漁業管理体制が全てIQが入っていないもの以外はオリンピックだ、自由操業でTACに行くまでけんかしながら獲っているんだみたいな、そういうことになる。

たぶん野崎さんは逆に、IQを入れるならば、そういう制限を全て外して、漁業法の制限のなかで今までやってきたのを全て外してIQだけで管理するということだってあるんじゃないかという疑問を持たれたと思うんですよ。だから、漁業法と資源管理のアウトプット・コントロールを重ねて議論する意義と申しますか、それに対してちょっと疑問を持たれたというふうに思っています。だから、少なくともやっぱりIQを入れていること、入れていない管理方式が全部オリンピックだということが、まず混乱を招く、今みたいな状態になると思います。ここは相当慎重に扱ったほうがいいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

オリンピック方式の書きぶりをめぐる議論が随分と白熱してしまいましたけれども。

野崎委員。

○野崎特別委員 今、濱田先生がおっしゃったとおりなんですけれども、1つは漁業法そのものが、要するに経験的に歴史的に資源管理を漁業者がやってきたという歴史的経緯があろうかと思えます。そのオリンピック方式って何もやっていませんよというような書きぶりだと、要するに漁業者は何も資源管理ってやってこなかったのということになるろうかと思えます。その辺のところ。

それと、私はやはり今後漁業をやっていく中で、特に漁船漁業をやっていく中で、漁業

法を遵守しながらやっていくという概念が強いものですから、そこにTAC法が導入されて、これは総枠規制ができましたけれども、今後IQという資源管理になったときに、個別割当というのがTAC法の中に入っていくのか、漁業法の中に入っていくのか、その辺、どっちで管理なされるのか、やはり非常に漁業者としては不安になる。その辺の方向性も、やっぱり役所としてどういうことをやっていくんだということで、やはり明確にしていた方がいい。

それで、基本的には漁業法があってTAC法の中にIQ制度があれば、我々も二重規制、要するに規制強化ですよ。その中で産業としてやっていくというのは、やはりいかなものかなとは思いますが、その辺も含めて書きぶりを慎重にお願いしたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

何かありますか。

では、事務局のほうからお願いします。

○企画課長 先ほど来のオリンピック方式に関する御議論をたくさんいただいておりますけれども、表現ぶりについては考えさせていただきたいというふうに思っております。

それから、野崎委員から、民間の漁業者の方は何もやっていないんじゃないかというふうに受け取られるんじゃないかというお話がありましたけれども、本文のほうをよく読んでいただきたいんですけども、歴史的にそんなことはなくて、ちゃんと民間のほうでも、民間の漁業者の方々でも自主的にいろいろなことをやってきていただいているということはしっかり書いていますので、そこは大丈夫だというふうには思っております。

○濱田特別委員 すみません。だから、ちょっとそこが誤解を招くのです。いろんな資源管理の取り組みが書いているのに、オリンピック方式の中でやっているという書き方になっているんですよ。TAC制度でオリンピック方式で、オリンピック方式の中でそういう協定に基づいてやっていますと言っているんですよ。例えば北まきのサバのIQの実験とかがやられていますけれども、自主的に漁獲割当ということで自らやっているんですよ。自ら漁船に割り当てして計画的にとってとやっているわけじゃないですか。これもオリンピック方式になるんです、この書き方だと。ここに書いた書き方だと、やっているのにオリンピック方式。

だから、これはイメージの問題。オリンピック方式とは何ぞやという話になるんです。制度的に多分漁獲割当をやっていないものをオリンピック方式というふうな形になっているので、それがよくないのです。繰り返しますが、制度的に漁獲割当みたいなものをやっ

ていなくても、TAC制度のもとで、例えば北まきのサバのような自主的に割り当てをつくって業界団体の中で管理をやっていたり、スケソウダラのはえ縄のように、自らとる量を決めてプール制にして共同化を図り、漁獲量を自ら抑えているという取り組みだってTAC制度のもとにあったりするわけなんです。このままでは、こうした取り組みまでオリンピック方式になっちゃうということなんです、今の書き方だと。そこがやっぱり誤解を招くのです。オリンピック方式って何かということになるので、余りこの言葉のイメージがひとり歩きしないためにも、修正していただきたい。よく読んでもらったら資源管理の取り組みも、ちゃんと書いてあるんですけども、やっぱり誤解を招かないように書いていただきたいということです。この言葉は余り使ってほしくない。語源をちょっとたどって、これは何なのか、確認して欲しい。慣習的にこういうものが使われるようになって、何か不思議な感じになっているんですけども、やっぱりそこは白書ですから、しっかりとした根拠で使っていただきたい。

○山下部会長 ありがとうございます。

○企画課長 あと、すみません。TACの管理の関係ですけども、黒萩課長、何か補足がございませうでしょうか。

○漁業調整課長 海洋生物資源の管理に関する法律、いわゆるTAC法がございませう。これにつきましては、国がABCに基づいてTACを定めて、それを一応制度的にはIQまで持っている仕組みになっているんです。片方で、TAC法でないとIQはできないかといいますと、先ほどおっしゃったような自主的な取り組みの中でやっているIQもございませうし、その他、国際的に決められたTACを日本が適切に管理するという観点で、大西洋のクロマグロでありますとかミナミマグロでありますとか、こういったものは漁業法に基づく指定漁業に関する取締まりに関する省令に基づいてIQをやっております。このように、TAC法に基づくIQというのではないものもあります。

それから、オリンピック方式というのは、カテゴライズすればこの記述のようになりませうけれども、実際のところは資源管理の失敗例として、このオリンピック方式が枕言葉みたいな形で使われる場合が多いので、先生がおっしゃるように非常にイメージが悪いというふうに捉えられている感じはあります。

以上です。

○山下部会長 何かございませうでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤特別委員 字句とか文言ではないんですが、この水産庁の財政についての質問になるかと思いますが、平成27年度の水産関係当初予算として3,580億円計上していますと書かれておまして、3ページの4番、金融上の措置として、日本政策金融公庫の水産関係資金については貸付計画額338億、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係資金については50億円等と書いてあります。それから、15ページにも融資・信用保証による経営支援の確な実施の中で、「漁業者が融資を利用しやすくするとともに、意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、利子助成等による資金借入れの際の負担軽減や、実質無担保・無保証人による融資に対する信用保証を推進します」等々と書かれておりますが、この予算というのは、水産庁の予算の中から実施されるという意味なんですか。それとも、別に水産庁の予算でなくて、ほかの政府全体の予算の中から民間の金融機関等々を通じてやられるという、そういう意味合いもあるんでしょうかね。

○山下部会長 では、お答えをお願いしますか。

○企画課長 お答えいたします。

金融上の措置、融資とか信用保証とかいうことでございますけれども、2ページに書いてあるこの予算額は、当初予算に計上されている国の予算額でございます、例えば水産庁予算通常分の非公共の、下から3つ目の漁業金融・漁業経営対策、漁業金融とございますけれども、ここの中に計上されている金額が公的な金融機関に出資されるなどによって低利融資とか融資の枠がつかれるとか、あるいは保証が行われるとか、そういう形になってまいりますので、2ページのこの予算を原資として、御指摘のあった3ページとか15ページにあるような、こういう融資なり信用保証といった金融上の措置が講じられていくという関係でございます。具体的な融資なりを実施するのは公的な政策金融機関が多いというふうに考えております。日本政策金融公庫とかですね。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

長瀬委員、お願いします。

○長瀬委員 資料3の24ページなんですけれども、漁業と海洋性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進というコーナーがあるんですが、この中の2行目に「漁業と海洋性レクリエーションが協調したルールづくりを推進します」となっていて、これは国が率先してそういうものをつくっていくのかどうかというのが1点と、今、内水面においては、プレジャーボートと漁業者の問題というのはすごくいっぱい起こってしまっていて、とも釣りなんかは一切できないんですね。次から次に船が来て、そういう状況にあるというの

はよく御存じのことだと思いますが、この中では、そういう自然をレクリエーションの場として活用しましょうねという推進の意味だというふうに捉えているんですけども、海面は広いから、そういう逃げ場というものがあるかと思うんですが、内水面の場合は、川というのは幅も狭いし、ボートが上から下に流れ下ってこられると、もうほとんど漁業として成り立たないんですね。これは内水面振興大会でも何年も前から議論されていることなんですけれども、そういうことを踏まえた上でルールづくりを推進する、率先して推進するという事に理解をしてよろしいのでしょうか。

○企画課長 お答えします。

まさに、この項目自体が漁業と海洋性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進ということでありまして、海洋性レクリエーションをそこだけ推進していこうと、まずそういうスタンスではないとうこととございます。あくまで調和がとれるように、両方もうまく推進をしていくんだということと、それから、海面における遊漁と漁業との調整についてという長官通知が出ておりまして、これに基づいて国が円滑な調整、両者の調和がとれた利用の促進に向けた働きかけを推進をしていくということとございます。

○長瀬委員 お尋ねしているのは、この文章はこれでよろしいんですけども、内水面においてトラブルがずっと続発しているということは御存じだと思うんですが、そういうことを踏まえた上で、プレジャーボートの収容施設がないと、プレジャーボートって営業許可が出ないですよ。プレジャーボートの収容施設をふやせばふやすほど、そういうトラブルというのは多くなってくるんですが、先ほども申しましたように、海面と内水面って全く規模が違います。その中で内水面のほうがおもしろいんですね、川を下って行きますから。プレジャーボートもとても多いんですけども、そういうことで漁業者のトラブルがすごく発生してしまっていて、このルールづくりがもしあるのであれば私は何も申し上げないんですけども、ルールづくりって恐らくできないと思うんですね。そういうことを危惧して、この文章に関しての質問ですね。海面として言っているわけじゃなくて、これを内水面に置きかえたときにどうなるのかということの御質問です。

○企画課長 ですから、2行目にありますようにルールづくりを推進をするというふうに書かせていただいております、そのための働きかけを、この通知に基づいて推進をしていくと。繰り返しになりますが、両者が協調してルールづくりを推進しますというのが、これは水産庁の立場ということになります。

○山下部会長 これは、じゃ、海洋性と書いてありますけれども、海面だけじゃなくて内

水面も入っているというふうに考えてよろしいですか。

○企画課長 そのように考えております。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでしょうか。

武田委員、お願いします。

○武田委員 消費のほうなんですけれども、資料1-2の108、109ページあたりのところですが、魚介類の消費量が108ページの19行、20行目ぐらいのところから2013年から2012年の比較で、魚介類の摂取量が1人当たり70グラムから72.8グラムとふえているという望ましい状況にあるように受け取れます。しかし実際は、かつては魚の消費がどんどん減って近年は肉と魚の消費量が逆転してしまい、健康面から望ましい状況にあるわけではないので、魚の消費をふやしていこうと感じられるニュアンスほしいです。109ページのほうに水産物の健康への影響が書いてありまして、109ページの19行、20行目に「特に、魚介類由来の脂肪酸が」と書いてありますけれども、厚生労働省は食事摂取基準で「n-3系脂肪酸」として摂取の目安量を示しています。

テレビや雑誌などで、DHAやEPAというものは生活習慣病予防によい、と紹介されてきた機会が多く、国民には、DHAやEPAなら周知されていると思います。「脂肪酸」ではピンとこないので、「DHAやEPAなどのn-3系脂肪酸」という補足を付けておいた方がいいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

事務局からもお返事はよろしゅうございますでしょうか。

○企画課長 検討させていただきたいと思います。

○山下部会長 それでは、意見も大体出たようでございますので、質疑はこの辺で終わりたいと思います。

資料1と2の平成26年度水産の動向本文案及び本日諮問のありました資料3の平成27年度水産施策（案）につきましては、本日皆様からいただいた意見を踏まえまして、事務局で再度修正等を行いまして、最終案については私に一任ということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から報告事項等ございましたらお願いいたします。

○企画課長 本日は御審議ありがとうございました。

本日の御指摘等につきましては、事務局において本日中に対応案を取りまとめをいたしまして、明日には各委員の皆様にご電話かメールで御相談をさせていただきたいというふうにご考えてございます。

今後のスケジュールでございますけれども、現時点では5月下旬ごろの閣議決定、国会への提出という予定で考えているところでございます。

本日は、御多用な中、御出席いただきましてまことにありがとうございました。それから、貴重な御意見をたくさん賜りまして心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

以上をもちまして本日の企画部会を終わらせていただきます。

御審議ありがとうございました。